

平成29年6月16日

記者発表配付資料

- 平成29年6月高知県議会定例会提出予定案件概要
- 平成29年6月高知県議会定例会提出予定議案目録
- 平成29年6月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明
- 平成29年6月補正予算（案）の概要

平成29年6月高知県議会定例会提出予定案件概要

○提出予定議案 ----- 19件

平成29年度補正予算	-----	3件
条例その他議案	-----	14件
報告議案	-----	2件

1 平成29年度補正予算 ----- 3件

	(補正額)	(累計額)
一般会計	386,185千円	459,567,597千円
特別会計	17,010,000千円	248,552,479千円

2 条例その他議案 ----- 14件

条例議案	-----	12件
その他議案	-----	2件

3 報告議案 ----- 2件

専決処分報告	-----	2件
--------	-------	----

平成 29 年 6 月高知県議会定例会提出予定議案目録

○ 予 算

- 第 1 号 平成 29 年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成 29 年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
- 第 3 号 平成 29 年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算

○ 条 例 そ の 他

- 第 4 号 高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県税条例等の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県産業人材定着支援基金条例等の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 15 号 高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 16 号 高吾地域拠点校校舎新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 17 号 国道 197 号社会資本整備総合交付金（新野越トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

○ 報 告

- 報第 1 号 平成 28 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第 2 号 高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告

平成29年6月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明

第 4 号 高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案

(文書情報課)

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の施行による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が一部改正されたこと及び行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）の施行による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）が一部改正されたことを考慮し、個人識別符号及び要配慮個人情報に係る規定を新たに整備するとともに、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針に係る規定を削除しようとするもの

第 5 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案

(行政管理課)

国家公務員の育児休業等について規定した人事院規則の一部改正を考慮し、国家公務員に準じた措置を講ずるよう必要な改正をしようとするもの

※措置内容：同一の子について原則として再度の育児休業や再度の延長等は不可
→ 可能とする場合に「待機児童となった場合」を追加

第 6 号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案

(職員厚生課)

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）の施行による雇用保険法（昭和49年法律第116号）の一部改正を考慮し、特定退職者等に対して支給する基本手当の給付日数の延長事由として個別延長給付を追加するとともに、移転費の支給対象者として、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介した職業に就く者を加える等必要な改正をしようとするもの

※個別延長給付の追加：災害の被害を受けて離職した場合等、原則60日（最大120日）延長

第 7 号 高知県税条例等の一部を改正する条例議案

(税務課)

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、個人の事業税、不動産取得税及び自動車取得税について必要な改正をしようとするもの

第 8 号 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案

(税務課)

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）が一部改正され、併せて山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（平成29年

総務省令第28号)の施行により過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号)が一部改正されたことを考慮し、過疎地域における県税の課税免除措置の適用要件としての当該課税免除の対象となる設備について変更しようとするとともに、製造事業用設備等の新增設をし、及び当該製造事業用設備等を製造の事業等の用に供する期限の延長をすることとする等必要な改正をしようとするもの

※対象事業：情報通信技術利用事業 → 農林水産物等販売業

※期限延長：平成29年3月31日 → 平成31年3月31日

第 9 号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案 (税務課)

山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令(平成29年総務省令第28号)の施行により半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号)が一部改正されたことを考慮し、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税措置の適用要件としての製造事業用設備等の新增設をし、及び当該製造事業用設備等を製造の事業等の用に供する期限の延長をすることとする等必要な改正をしようとするもの

※期限延長：平成29年3月31日 → 平成31年3月31日

第 10 号 高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案 (税務課)

山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令(平成29年総務省令第28号)の施行により地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)が一部改正されたことを考慮し、特定業務施設用設備に係る所得金額等の計算に係る当該特定業務施設用設備の事業区分について変更することとする等必要な改正をしようとするもの

※事業区分の変更：電気供給業者のうち小売電気事業者について所得金額等の計算方法の区分を変更

第 11 号 高知県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例議案 (障害保健福祉課)

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成29年政令第63号)の施行により児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)が一部改正されたことに伴い、同令の引用規定の整理をしようとするもの

第 12 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案 (児童家庭課)

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成29年厚生労働省令第38号)の施行により児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)が一部改正されたことに伴い、情緒障害児短期治療施設の名称を児童心理治療施設に改めようとするもの

第 13 号 高知県産業人材定着支援基金条例等の一部を改正する条例議案

(私学・大学支援課、高等学校課)

独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）が一部改正され、新たに給付型奨学金制度として学資支給金が創設されるとともに、旧来の貸与型の学資金が学資貸与金とされたことを考慮し、関係条例について必要な改正をしようとするもの

第 14 号 高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案

(工業振興課)

精密熱カレンダー装置を新たに県民の利用に供することに伴い、手数料の上限額（22,100円）を定めようとするもの

第 15 号 高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例議案

(道路課)

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府建設省令第3号）が一部改正されたことを考慮し、同令の引用規定の整理をしようとするもの

第 16 号 高吾地域拠点校校舎新築主体工事請負契約の締結に関する議案

(高等学校課)

高吾地域拠点校校舎新築主体工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 工事名
高吾地域拠点校校舎新築主体工事
- (2) 契約の方法
一般競争入札
- (3) 契約金額
1,320,948,000円
- (4) 契約の相手方
高知市八反町一丁目4番31号
三宝・開洋特定建設工事共同企業体
- (5) 完成期限
平成30年10月3日

第 17 号 国道197号社会資本整備総合交付金（新野越トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

(土木政策課)

国道197号社会資本整備総合交付金（新野越トンネル）工事は、一般競争入札により、契約金額1,764,720,000円で、高知市萩町一丁目5番13号轟・田邊・杉本特定建設工事共同企業体と請負契約を締結し、平成29年11月3日を完成期限として施行中であるが、トンネル掘削の結果を受けて支保構造を見直したことに伴い、契約金額及び完成期限を変更する必要が生じたので、この工事の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第3条の規定により、県議会の議決を求めるもの

	(変更前)		(変更後)
契約金額の変更	1,764,720,000円	→	1,839,784,320円
完成期限の変更	平成29年11月3日	→	平成30年1月7日

報第 1 号 平成28年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

(財政課)

地方交付税等の額の確定等に伴い専決処分をしたもの

報第 2 号 高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告

(税務課)

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が平成29年3月31日に公布されたこと等に伴い、県民税、法人の事業税、不動産取得税、自動車取得税及び自動車税について必要な改正をするため、高知県税条例の一部を改正する条例を専決処分したもの

高知県税条例等の一部を改正する条例について

税 務 課

1 主な改正項目

(1) 不動産取得税

不動産取得税にかかる課税標準の特例措置の制定について

- 家庭的保育事業等の用に供する家屋の不動産取得税に係る課税標準の特例措置を拡充。

対象者	課税資産	課税標準からの控除割合
家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（定員5人以下に限る）の認可を得た者	当該事業の用に供する家屋	当該家屋の価格から2/3（現行1/2）を控除。 ※ 地方税法上は、1/3以上2/3以下の範囲内において条例で定める割合

(2) 自動車取得税

エコカー減税の延長・見直し

- 環境性能の優れた自動車の新規取得（新車）に対する自動車取得税の税率の軽減措置（エコカー減税）について、軽減対象となる自動車を以下のとおり見直し、1年延長（30年度取得分）
- 制度改正に伴う減収見込額 ▲3,900万円（H29⇒H30）

乗用車の場合			改正前 (平成27・28年度)	3月専決対応 (平成29年度)	6月議会対応 (平成30年度)			
対象車			軽減率	軽減率	軽減率			
電気自動車・天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 等			(非課税)	(非課税)	(非課税)			
ガソリン自動車 (ハイブリッド車を含む)	平成32年度 燃費基準	+40%達成 (トヨタ・プリウス、 ヴェルファイアHV、日産・ノート、 ホンダ・フィット)				80%軽減	40%軽減	40%軽減
		+30%達成 (ホンダ・VEZEL)						
		+20%達成						
		+10%達成 (トヨタ・パッソ)						
		達成 (トヨタ・ヴィッツ非HV)						
平成27年度 燃費基準	+10%達成 (日産・キューブ)	40%軽減				20%軽減	20%軽減	
	+5%達成	20%軽減	軽減なし	軽減なし				

(ガソリン自動車については、平成17年排出ガス基準75%低減達成車・平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る)

※ バス、トラックに対するエコカー減税、中古車取得に係る課税標準の特例措置についても、同様に基準を見直し、1年延長

2 施行期日 平成30年4月1日（ただし不動産取得税に関しては公布日施行）

高吾地域拠点校校舎新築主体工事整備事業費（平成29年6月県議会 契約締結に関する議案）

契約金額1,320,948,000円〔高等学校課〕

議案の概要

須崎総合高等学校の平成31年4月開校に向けて、現在の須崎工業高等学校の敷地に新たな校舎を建築するための請負契約の締結について、県議会の議決を求めるもの。

校舎新築主体工事契約内容

工事名	高吾地域拠点校校舎新築主体工事
契約方法	一般競争入札(H29.3.22落札決定) (初回入札に7者参加(2者失格)し落札。H29.4.17仮契約)
契約金額	1,320,948,000円(予定価格に対する落札率90.30%)
契約相手方	三宝(みたら:高知市)・開洋(高知市)特定建設工事共同企業体(JV)
工期(完成期限)	平成29年7月から15ヶ月(平成30年10月3日)
面積・構造	延床面積:6,022.79㎡、地上4階 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造

予算の概要(当該予算額2,098,894千円)

	既計上予算 (H27,28,29)	債務負担行為 (H30)
設計等委託料(a)	147,020千円	
・基本設計委託	(32,707千円)	
・実施設計委託	(94,247千円)	
・地質調査委託	(20,066千円)	
新築等工事監理委託料(b)	38,753千円	51,371千円
建築工事請負費(c)	437,291千円	1,424,459千円
・新築(建築主体)工事	(404,600千円)	(1,093,919千円)
・新築(電気設備)工事	(17,212千円)	(174,031千円)
・新築(機械設備)工事	(15,479千円)	(156,509千円)
高吾地域拠点校校舎新築工事整備事業費合計額(a+b+c)	623,064千円	1,475,830千円

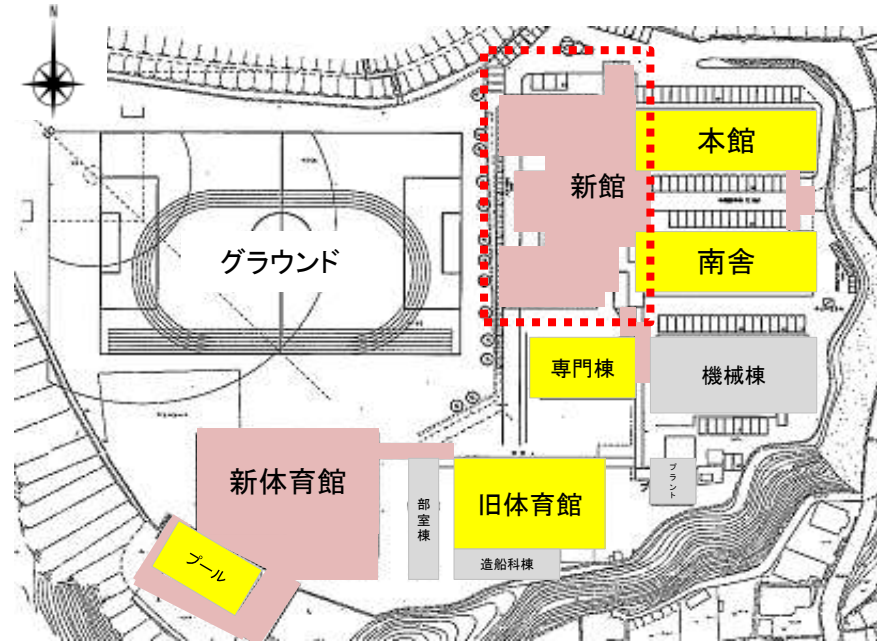
事業の概要

新校舎の特徴

普通科生徒が学習する普通教室を中心に、進学や就職等の進路を支援する“キャリアセンター”や授業のみでなく会議や集会等の様々な用途に対応可能な“多目的ホール”を整備。
また、職員室や図書室、校長室、事務室等を整備する。



北西側からの全景



全体配置図

新校舎各階の主な機能

4階	普通教室、選択教室、音楽室、スタジオ、レッスン室
3階	普通教室、選択教室、化学室、物理地学室、生物室、多目的ホール
2階	普通教室、選択教室、職員室、コンピューター室、放送室
1階	校長室、事務室、応接室、キャリアセンター、大会議室、図書室

当議案の工事部分

■ 新築建物

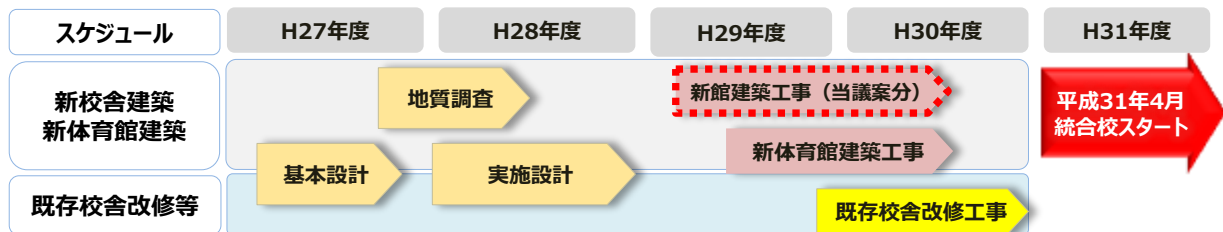
今後の整備部分

■ 新築建物 (H29~30年度整備予定)

■ 改修建物 (H30年度整備予定)
※プール本体のみH29改修

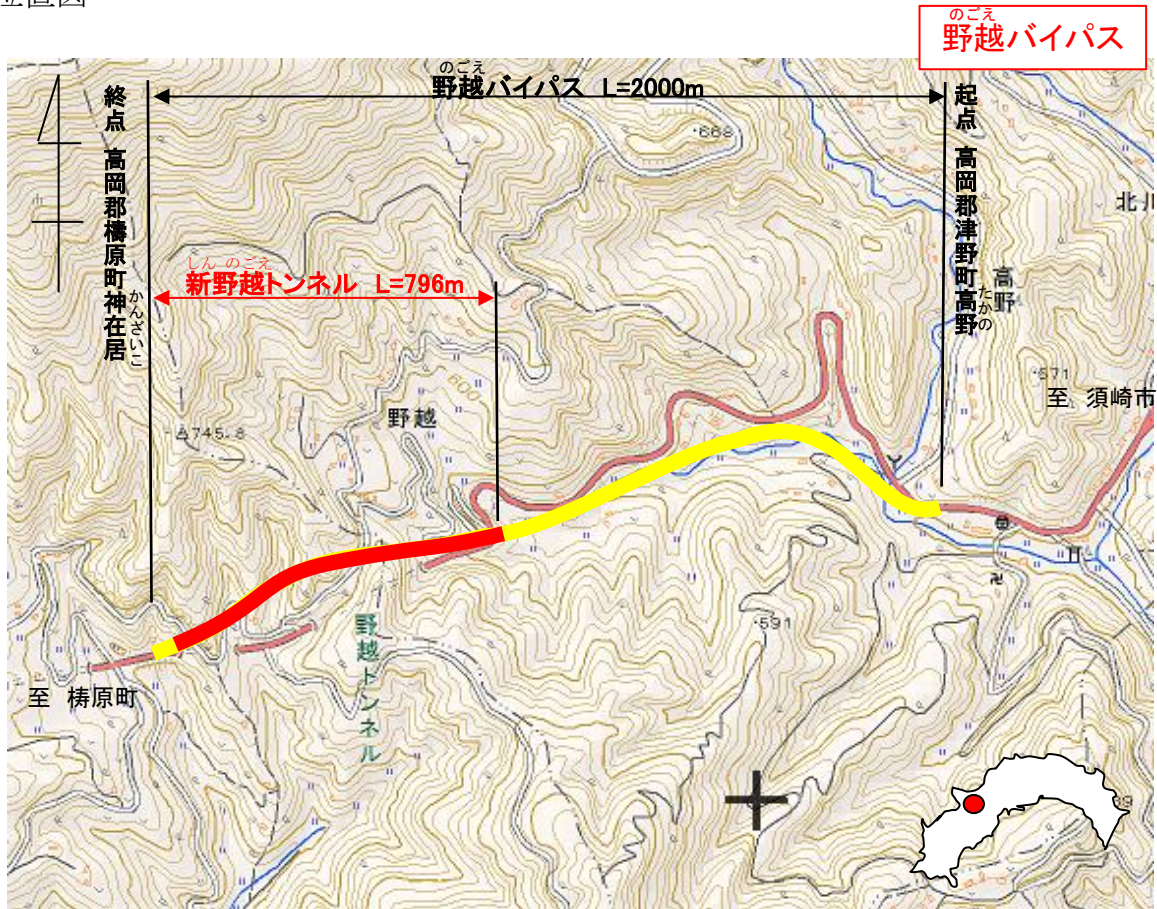
改修予定なし

■ 既存建物等



国道197号社会資本整備総合交付金（新野越トンネル）工事
 （道交国（改築）第109-002-1号）

1 位置図



2 工事概要

路線名	一般国道197号
工区名	野越バイパス
施工場所	高岡郡津野町高野から梶原町神在居
工事内容	「新野越トンネル」 延長L = 796m
事業効果	一般国道197号の高岡郡津野町高野から高岡郡梶原町神在居間の線形不良及び冬季の路面凍結による交通障害の解消を図るとともに、国道33号を補完し、産業の支援を目的とする道路である。 当工区の整備による効果 1) 緊急輸送道路としての機能確保 2) 線形不良箇所区間の回避による走行時間の短縮 3) 冬季路面凍結区間の回避による通行車両の安全性の確保
契約の相手方	轟・田邊・杉本特定建設工事共同企業体
完成期限	変更前：平成29年11月3日 変更後：平成30年1月7日（65日間延長）
契約金額	変更前 1,764,720,000円 変更後 1,839,784,320円（75,064,320円増額）

報第1号 平成28年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告の概要

地方交付税等の額の確定等に伴い専決処分をしたもの

一般会計総括

(1) 歳入 (単位 千円、%)

区分	平成28年度			前年度最終計 (D)	最終比 (C-D)/(D)
	2月現計(A)	補正額(B)	計(A+B=C)		
(1) 一般財源	313,136,270		313,136,270	317,908,509	△ 1.5
県税	64,983,921		64,983,921	64,069,689	1.4
地方消費税清算金	25,674,626		25,674,626	28,605,241	△ 10.2
地方譲与税	12,553,000	△ 436,223	12,116,777	14,229,541	△ 14.8
地方交付税等 (ア+イ)	194,512,918	508,107	195,021,025	200,521,574	△ 2.7
（うち地方交付税）ア	(174,191,918)	(508,107)	(174,700,025)	(175,059,474)	(△ 0.2)
（うち臨時財政対策債）イ	(20,321,000)		(20,321,000)	(25,462,100)	(△ 20.2)
財調基金取崩	2,091,629	△ 43,851	2,047,778	62,377	3182.9
その他	13,320,176	△ 28,033	13,292,143	10,420,087	27.6
(2) 特定財源	154,111,080		154,111,080	140,582,423	9.6
国庫支出金	71,744,299		71,744,299	65,195,437	10.0
県債 エ	51,772,000		51,772,000	46,821,000	10.6
（うち退職手当債）オ	(5,000,000)		(5,000,000)	(3,000,000)	66.7
減債基金（ルール外分）カ	2,721,837		2,721,837		(皆増)
その他	27,872,944		27,872,944	28,565,986	△ 2.4
総計 (1)+(2)	467,247,350		467,247,350	458,490,932	1.9

県債計 (イ+エ:再掲)	72,093,000		72,093,000	72,283,100	△ 0.3
財源不足額 (ウ+オ+カ:再掲)	9,813,466	△ 43,851	9,769,615	3,062,377	219.0

(2) 歳出 (単位 千円、%)

区分	平成28年度			前年度最終計 (D)	最終比 (C-D)/(D)
	2月現計(A)	補正額(B)	計(A+B=C)		
(1) 経常的経費	353,296,447		353,296,447	357,700,546	△ 1.2
人件費	118,231,197		118,231,197	118,825,748	△ 0.5
（うち退職手当を除く）	(105,192,948)		(105,192,948)	(105,748,346)	(△ 0.5)
扶助費	12,302,547		12,302,547	11,630,427	5.8
公債費	68,437,441		68,437,441	70,288,631	△ 2.6
その他	154,325,262		154,325,262	156,955,740	△ 1.7
(2) 投資的経費	113,950,903		113,950,903	100,790,386	13.1
普通建設事業費	108,638,864		108,638,864	93,026,132	16.8
補助事業費	76,190,606		76,190,606	66,339,471	14.8
単独事業費	32,448,258		32,448,258	26,686,661	21.6
災害復旧事業費	5,312,039		5,312,039	7,764,254	△ 31.6
総計 (1)+(2)	467,247,350		467,247,350	458,490,932	1.9

高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分について

税 務 課

1 主な改正項目

(1) 不動産取得税 … 以下の特例措置を平成 31 年 3 月 31 日まで 2 年間延長

- ア サービス付き高齢者向け住宅及び土地の取得に対する特例措置
- イ 宅建業者の行う改修工事対象住宅の取得に対する特例措置

(2) 自動車取得税

- ア 過疎バスの取得に対する非課税措置を平成 31 年 3 月 31 日まで 2 年間延長
- イ エコカー減税の延長・見直し

- 環境性能の優れた自動車の新規取得に対する自動車取得税の税率の軽減措置（エコカー減税）について、軽減対象となる自動車を以下のとおり見直し、1 年間延長（29 年度取得分）

乗用車の場合			現 行 (平成27・28年度)	改正後 (平成29年度)			
対 象 車			軽減率	軽減率			
電気自動車・天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 等			(非課税)	(非課税)			
ガソリン自動車 (ハイブリッド含む)	平成32年度 燃費基準	+30%達成 (トヨタ・プリウス、ヴェルファイアHV、日産・ノート、ホンダ・フィット)			80%軽減	60%軽減	
		+20%達成				40%軽減	
		+10%達成 (トヨタ・パッソ)				20%軽減	軽減なし
		達成 (トヨタ・ヴィッツ非HV)					
平成27年度 燃費基準	+10%達成 (日産・キューブ)	40%軽減			20%軽減		
	+5%達成						

(ガソリン自動車については、平成17年排出ガス基準75%低減達成車・平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る)

※ バス、トラックに対するエコカー減税、中古車取得に係る課税標準の特例措置についても、同様に基準を見直し、1 年延長

- ウ バリアフリー自動車・先進安全自動車に対する特例措置を平成 31 年 3 月 31 日まで 2 年間延長

(3) 自動車税（グリーン化特例の延長・見直し）

- グリーン化特例について、平成 30 年度まで 2 年間延長
- 軽課の対象車を以下のとおり見直し（29・30年度の取得に対する取得翌年度分の自動車税）

現 行（平成29年度分の自動車税）		改正後（平成30・31年度分の自動車税）	
電気自動車等	税率を概ね 75%軽減	電気自動車等	税率を概ね 75%軽減
平成32年度燃費基準 +10%達成		平成32年度燃費基準 +30%達成	
平成27年度燃費基準 +20%達成 (ホンダ・フィット非HV)	税率を概ね 50%軽減	平成32年度燃費基準 +10%達成	税率を概ね 50%軽減

制度改正等に伴う影響額

(単位：万円)

		制度改正	延長
不動産取得税	サービス付き高齢者向け住宅に対する特例	－	△ 770
	改修工事対象住宅に対する特例	－	△ 212
自動車取得税	過疎バスに対する非課税措置	－	△ 131
	エコカー減税の特例	+ 5,800	－
	バリアフリー対応自動車に対する特例	－	0
	先進安全自動車に対する特例	－	△ 849
自動車税	グリーン化特例の延長	(税込中立を想定)	

※不動産取得税の影響額は、平成28年度実績額

※自動車取得税（延長分）の影響額は、平成27年度実績額（過疎バス特例は28年度実績見込額）
（平成28年度のエコカー減税による軽減見込額は非課税分を含め、9.2億円程度）

【参考事項（不動産取得税）】

- 現在県内で提供されているサービス付き高齢者向け住宅の数 … 27軒（940戸）
- サービス付き高齢者向け住宅に対する特例の戸数要件は、平成29年4月1日以降、10戸以上（従来5戸以上）となるが、28年度に5～9戸での特例適用実績はない

個人情報保護法等の改正に伴う個人情報保護条例の改正について(全体像)

法改正の背景

①ビッグデータへの対応

データの適正な利活用ができる環境の整備が必要

②グレーゾーンの拡大

個人情報に該当するか判断が困難な「グレーゾーン」の拡大

③グローバル化への対応

国境を越えて多くのデータが流通する中、海外の個人情報保護ルールへの対応が必要

法改正の概要

背景を踏まえ、基本法である個人情報保護法及び国の行政機関に適用される行政機関個人情報保護法(行個法)を改正(施行 平成29年5月30日)

法改正の主なポイント

1) 個人情報の定義の明確化

これまで特定の特徴を有したものの(顔や歩き方の認識データ、指紋認識データなど)、や特定の個人に付与された番号(運転免許証番号など)は個人情報であった。

しかし、これが個人情報であるかどうかの『グレーゾーン』が生じていたため、明確化の観点から、これらの情報を新たに『個人識別符号』として定め、個人情報であることを明確化。

2) 要配慮個人情報の規定の新設

諸外国の主な国々では、人種、思想・信条等に係る情報の収集の制限など、慎重な取扱いを求めるべき情報を定めているのがすう勢であり、こうした情報を「要配慮個人情報」と定義。

民間事業者については原則として本人の同意のない取得を禁止するとともに、第三者への提供を制限。

【個人情報保護法】

第2条

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

※政令で定める記述等

身体、知的、精神障害(発達障害を含む)、難病等、健康診断等の結果、逮捕、捜索、勾留等の刑事事件に関する手続、非行少年(疑いがある者を含む)としての調査、観護等少年の保護事件に関する手続

3) 個人情報保護法の対象事業者の拡大

これまで、民間では取扱う個人情報の数が5千以下の小規模の事業所については、個人情報保護法の規制の対象外であった。

しかし、諸外国では取扱個人情報の数で規制対象外としていないことを踏まえ、小規模の事業者を法規制の対象外とする規定を廃止し、全ての事業者を法規制の対象者とした。

4) 匿名加工情報(非識別加工情報)の規定の新設

情報通信技術の飛躍的な進展により、パーソナルデータの利活用の適正な推進が重要な課題となっている。

このため、特定の個人を識別できないように加工した情報で、個人情報を復元できないようにした情報(匿名加工情報)についての規定を新設し、パーソナルデータの利活用ルールを明確化。

行個法でも、民間からの提案を受けて審査し、利用契約を締結し、国が保有する個人情報を加工して提供する非識別加工情報制度を新設。

※国において、地方自治体が保有するパーソナルデータの総合的なルール整備に関して、立法措置による解決の可能性について検討することとされている。

県条例改正

法改正を踏まえ、県条例については2段階で改正を行うこととする。

【第1段階】(6月議会で改正・施行日は規則に定める日)

1) 個人情報の定義の明確化(第2条第1項)

(⇒法改正の主なポイント1に対応)

法が定めた個人識別符号を個人情報の定義に追加

2) 要配慮個人情報(⇒法改正の主なポイント2に対応)

①対象の明確化(第2条第2項)

国の規定に準じ、条例及び規則において対象を明確化

【現行条例】

思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

【改正案】

本人の人種、思想、信条、信教、社会的身分、病歴、犯罪の経歴及び犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める事項が含まれる個人情報

※実施機関が規則で定める事項については、法改正の趣旨である明確化の観点を踏まえ、対象を具体的に明記する。

②収集制限(第8条第3項)

現行どおり(原則収集禁止)

県による要配慮個人情報の収集については、法令等の規定による場合、公安委員会等が犯罪捜査等で収集する場合、個人情報保護制度委員会の意見を聴いた場合を除き、条例において原則として収集を禁止している。

(他の都道府県においてもそのほとんどで収集を原則禁止)

国の行政機関は収集に関する制限がなく、民間は本人同意があれば収集可能であることとの整合性を図る必要があるが、これまでの取扱いを変更することとなるため、十分に検討したうえで第2段階で対応。

3) 事業者規定の取扱い(⇒法改正の主なポイント3に対応)

これまで県では条例に基づき事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を定めており、国が規制対象としていなかった小規模の事業者も対象としていたほか、国になかった要配慮個人情報に関する取扱についても規定。

今回の法改正により、全ての事業者が法規制の対象となったこと、現在定めている県の指針の全ての内容が法又はガイドラインに規定されたことを踏まえ、**現行の県による「指針の作成等」の規定を削除。**

【第2段階】

①非識別加工情報の提供に関する制度の導入

今後の国や他県の動向を見極めつつ、導入に向けて検討

②個人情報の収集・利用・提供に関する新たな仕組みづくり

県の事務事業の遂行に当たって課題となっている、個人情報の収集・利用や関係者(機関を含む)への提供などの事項について、解決に向けた仕組みの検討(要配慮個人情報の収集制限の例外規定を含む)。

平成29年度 6月補正予算（案）の概要

移住・人材確保と地産外商を 強力に推進！



高知家は、いろいろな家族で大家族

健康サポートや
防災機能の強化



平成29年6月16日
高知県総務部財政課

平成29年度 6月補正予算（案）の概要

総額 386百万円
(債務負担行為額 12百万円)

1. 経済の活性化

243百万円
(債務負担行為額 12百万円)

■ 移住・人材確保施策と地産外商のさらなる強化

- ◆ 移住相談と中核人材確保の窓口を一体化し、人材ニーズの集約、発信、マッチングの支援を総合的に行う新組織を設立
- ◆ 「こうち産業振興基金（高知県産業振興センター 100億ファンド）」の運用期間終了に伴い、新たな基金を造成
- ◆ 宿毛湾港工業流通団地に立地する企業に対して、投資費用の一部を支援
- ◆ 畜産クラスターに位置付けられた地域の中心的な畜産飼養管理施設等の整備を支援

2. 日本一の健康長寿県づくり

4百万円

- ◆ 「高知家健康づくり支援薬局」の周知や機能充実による地域全体の健康サポート機能を強化

3. 教育の充実

7百万円

- ◆ 教員の多忙化解消に向けた学校現場における業務改善の研究を推進

4. 南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化

76百万円

- ◆ 災害発生時等の迅速な対応を維持するため、消防防災ヘリコプター「りょうま」のエンジンを交換

5. 文化芸術の振興

13百万円

- ◆ 坂本龍馬直筆の貴重な書簡（慶応2年12月4日 坂本権平 家族一同宛）の購入

6. その他

43百万円

- ◆ 名誉高知県人ペギー葉山氏の追悼式典等の実施
- ◆ 牧野植物園のアクセス道路（避難路）整備

6月補正予算（案）の全体像

歳入

(単位 千円、%)

区分	平成29年度			前年度6月補正後 (D)	前年度6月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計(A+B=C)		
(1) 一般財源	308,227,110	263,350	308,490,460	312,598,924	△ 1.3
県 税	65,908,135		65,908,135	65,424,531	0.7
地方消費税清算金	26,549,211		26,549,211	27,511,818	△ 3.5
地方譲与税	13,091,000		13,091,000	12,553,000	4.3
地方交付税等 ^(7+イ)	191,188,000		191,188,000	194,352,000	△ 1.6
（うち地方交付税）ア	(170,969,000)		(170,969,000)	(173,041,000)	(△ 1.2)
（うち臨時財政対策債）イ	(20,219,000)		(20,219,000)	(21,311,000)	(△ 5.1)
財調基金取崩	2,000,000	219,350	2,219,350	2,417,486	△ 8.2
その他	9,490,764	44,000	9,534,764	10,340,089	△ 7.8
(2) 特定財源	150,954,302	122,835	151,077,137	151,127,220	△ 0.0
国庫支出金	62,009,256	35,403	62,044,659	67,380,645	△ 7.9
県 債	48,143,000	28,000	48,171,000	46,159,000	4.4
（うち退職手当債）オ	(5,000,000)		(5,000,000)	(3,000,000)	66.7
減債基金 ^(ルール外分)	7,560,202		7,560,202	8,833,031	△ 14.4
その他	33,241,844	59,432	33,301,276	28,754,544	15.8
総計(1)+(2)	459,181,412	386,185	459,567,597	463,726,144	△ 0.9

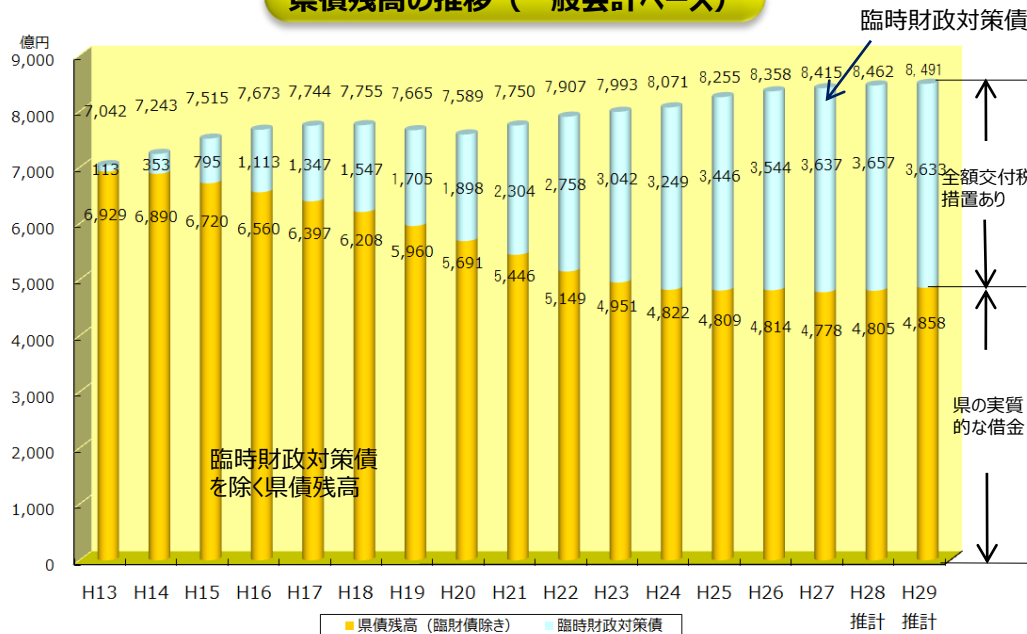
県債計 ^(イ+オ)	68,362,000	28,000	68,390,000	67,470,000	1.4
財源不足額 ^(7+イ+オ)	14,560,202	219,350	14,779,552	14,250,517	3.7

歳出

(単位 千円、%)

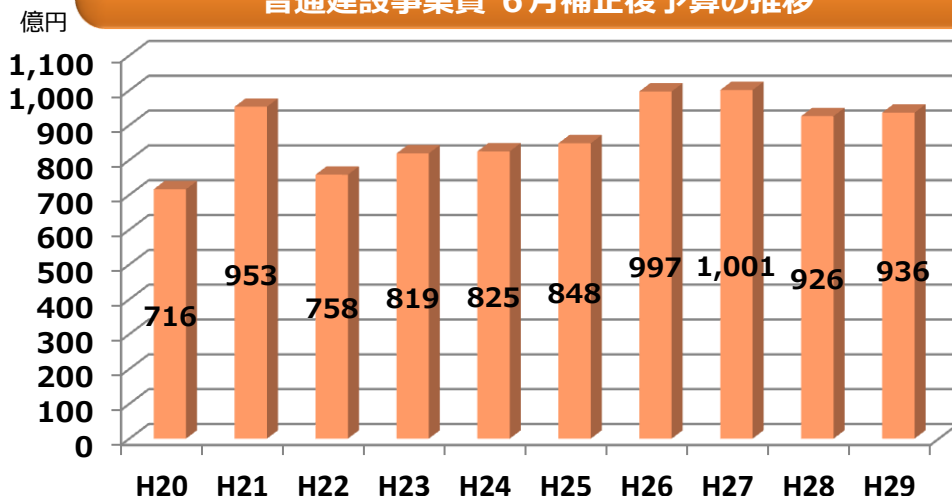
区分	平成29年度			前年度6月補正後 (D)	前年度6月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計(A+B=C)		
(1) 経常的経費	361,019,941	306,024	361,325,965	359,253,543	0.6
人件費	116,750,882		116,750,882	118,882,381	△ 1.8
（うち退職手当を除く）	(103,494,854)		(103,494,854)	(105,133,383)	(△ 1.6)
扶助費	12,397,152		12,397,152	12,489,579	△ 0.7
公債費	73,456,904		73,456,904	70,068,584	4.8
その他	158,415,003	306,024	158,721,027	157,812,999	0.6
(2) 投資的経費	98,161,471	80,161	98,241,632	104,472,601	△ 6.0
普通建設事業費	93,565,694	80,161	93,645,855	100,851,011	△ 7.1
補助事業費	58,958,976	51,474	59,010,450	67,678,770	△ 12.8
単独事業費	34,606,718	28,687	34,635,405	33,172,241	4.4
災害復旧事業費	4,595,777		4,595,777	3,621,590	26.9
総計(1)+(2)	459,181,412	386,185	459,567,597	463,726,144	△ 0.9

県債残高の推移（一般会計ベース）



※ 臨時財政対策債
本来地方交付税で措置されるべき額について、国の財政事情が厳しいことから、臨時的に地方債として配分されているもの。後年度、元利償還金の全額が地方交付税措置される。

普通建設事業費 6月補正後予算の推移



※H28については当初予算に見込んでいた全国防災事業（H27廃止）相当分83億円を除く

－ 主要な事業の概要 －

経済の活性化

● 移住促進・人材確保のための新たな一般社団法人設立について

- ・移住促進・人材確保のための体制強化について P4
 - ・移住促進・人材確保のための新たな組織（予定） P5
 - ・人材ニーズの顕在化から都市部人材とのマッチングまでのスキーム P6
- #### ● 栲原町における肉用牛の一貫生産システムの強化 P7

文化芸術の振興

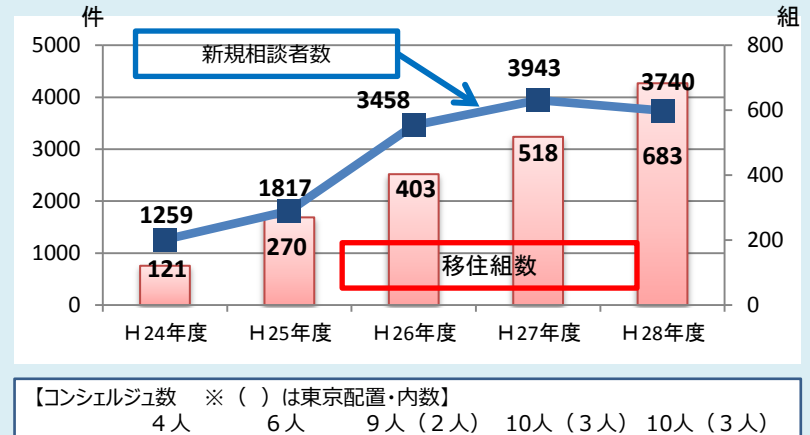
- 坂本龍馬直筆書簡の購入 P8

現状

これまでの取り組み（抜粋）

- ①平成21年度から高知県への移住相談窓口として移住・交流コンシェルジュを全国に先駆けて配置
- ②平成25年度に県の移住促進策を抜本強化。市町村の移住専門相談員の配置やお試し滞在施設の整備に対する支援を強化し、受け入れ側の市町村の取り組みも大幅に拡大
 （移住専門相談員の配置（H29.3月時点 29市町村45人））
- ③「高知県移住推進協議会」を立ち上げ、官民協働の移住の取り組みを推進
- ④各産業分野の担い手確保策と移住促進策の緊密な連携により、県外での相談会から、県内での体験研修、就業マッチングまで支援
- ⑤平成27年度に、企業の後継者や中核人材の確保に取り組む「事業承継・人材確保センター」を設置（平成28年度には「UIターン就職相談」の窓口を同センターに統合）

成果（実績）



移住者数年間1,000組の達成とその定常化、地域地域に人材を更に呼び込むための課題と対応策

＜予算案＞15,490千円
 ・移住・人材確保推進法人運営事業費補助金：129,601千円
 ・事務費等：6,404千円
 ・既存委託料の減額：▲120,515千円

課題

- 今以上に、地域に潜在している人材ニーズを掘り起こし、顕在化させていくための、体制強化（実働面でのマンパワー、関係者の協力等）が必要（※現状では任意の協議会組織にとどまる。）
- 各産業分野の仕事の情報を一元的に集約するとともに、暮らし全般の情報なども加えて効果的に発信し、マッチングまで繋げていくことが必要（※現状では各産業分野の求人情報は個々の窓口で把握し、必要に応じて連携している。また、就職と移住の相談窓口が異なっている。）
- 現場の経験やノウハウを個々のスタッフではなく組織として蓄積することが必要（※移住促進や人材確保を専門に展開する事業体がない。）

対応

移住促進・人材確保を担う新組織（一般社団法人）を官民協働により設立し、体制を大幅に強化

強化1

官民挙げて人材ニーズを掘り起こす体制を構築し、潜在的な人材ニーズを顕在化

⇒県のみならず、市町村や各産業分野の民間団体が、新組織の構成員として参画し、人材ニーズの掘り起こしと、タイムリーな情報提供を実施

強化2

人材ニーズを一元的に集約し、都市部人材に発信するとともに、希望に応じた多様な働き方や移住プランを提案

⇒各産業分野の人材ニーズをデータベースにより一元的に収集し、相談者の希望や経歴等に応じた求人情報を提案するとともに、複数の仕事の組み合わせや、「半農半X」といった働き方についても提案
 ⇒「移住相談業務」と「UIターン就職相談」「中核人材確保」の窓口を一体化し、「仕事」と「暮らし」の情報を併せて提供

強化3

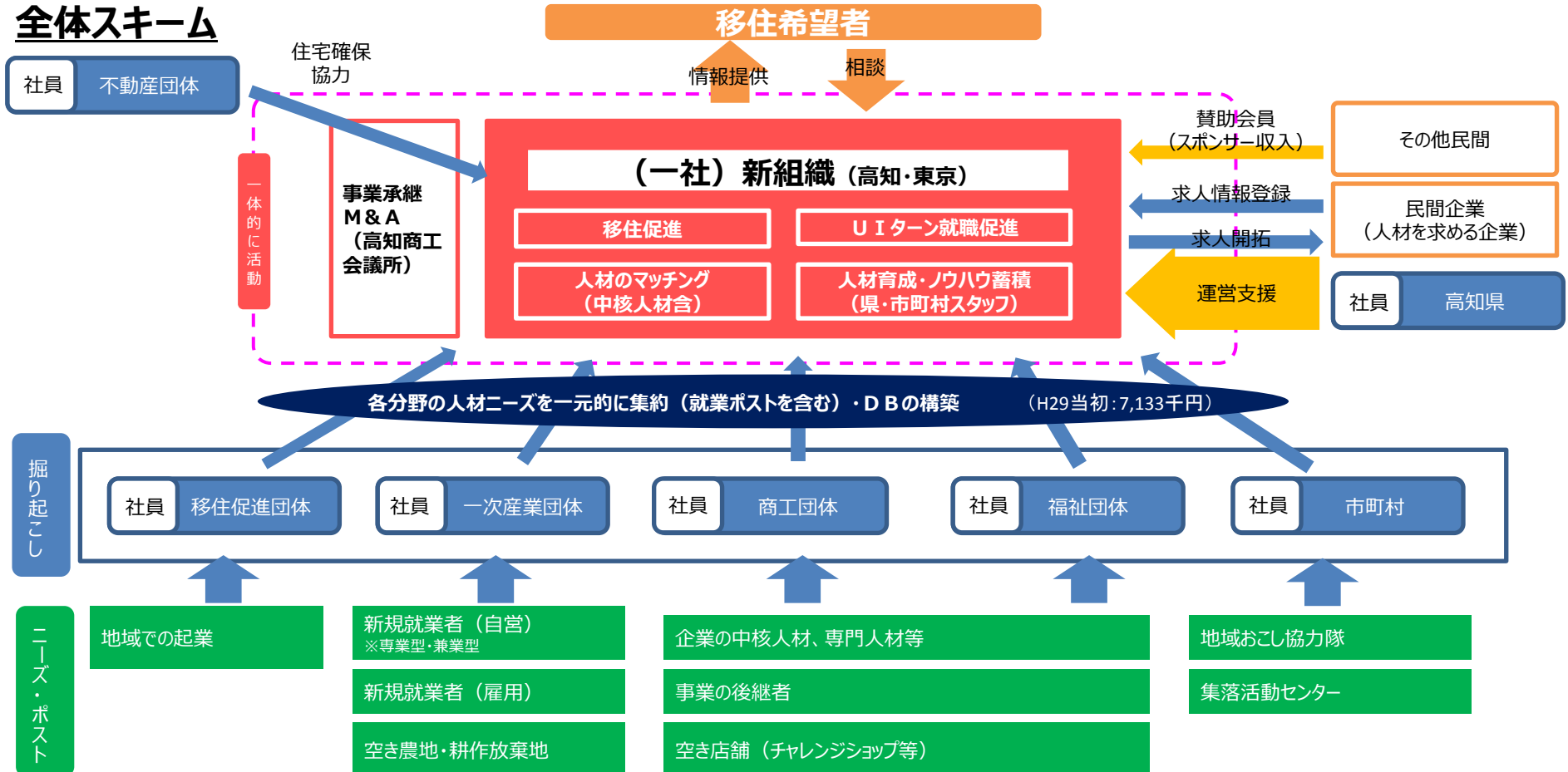
移住相談・人材確保を担うスタッフを育成

⇒スタッフや市町村の移住専門相談員を体系的なプログラムにより育成し、移住相談や人材確保に関するノウハウの蓄積や継続的なスキルアップを図る

目的	①県や市町村が「まち・ひと・しごと総合戦略」に掲げた人口ビジョンを達成していくため、これまで以上に移住促進や人材誘致に向けた施策を展開 ②移住や人材確保（マッチング）の促進に向けたノウハウの蓄積と専門スタッフの育成を行う
-----------	---

業務	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>移住・就職相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 移住相談の総合窓口業務（高知・東京） ● 県内へのUIターン就職の支援 <p>人材マッチング</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各産業分野と連携した人材ニーズの集約とマッチング ● 人材情報（求職）の収集 ● 事業引継支援センター（商工会議所）と連携した後継者人材の確保 </div> <div style="width: 45%;"> <p>情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 移住や就職に関するHPの運営 ● 集約した人材情報の提供 <p>イベント運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 移住・就職イベントの実施 ● 移住体験ツアーの実施 </div> </div> <div style="margin-top: 20px; text-align: right;"> <p>人材育成等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村の移住相談員の人材育成 ● 民間の移住支援団体と連携した活動 </div>
-----------	--

全体スキーム



人材ニーズの顕在化から都市部人材とのマッチングまでのスキーム

《移住促進課、商工政策課》

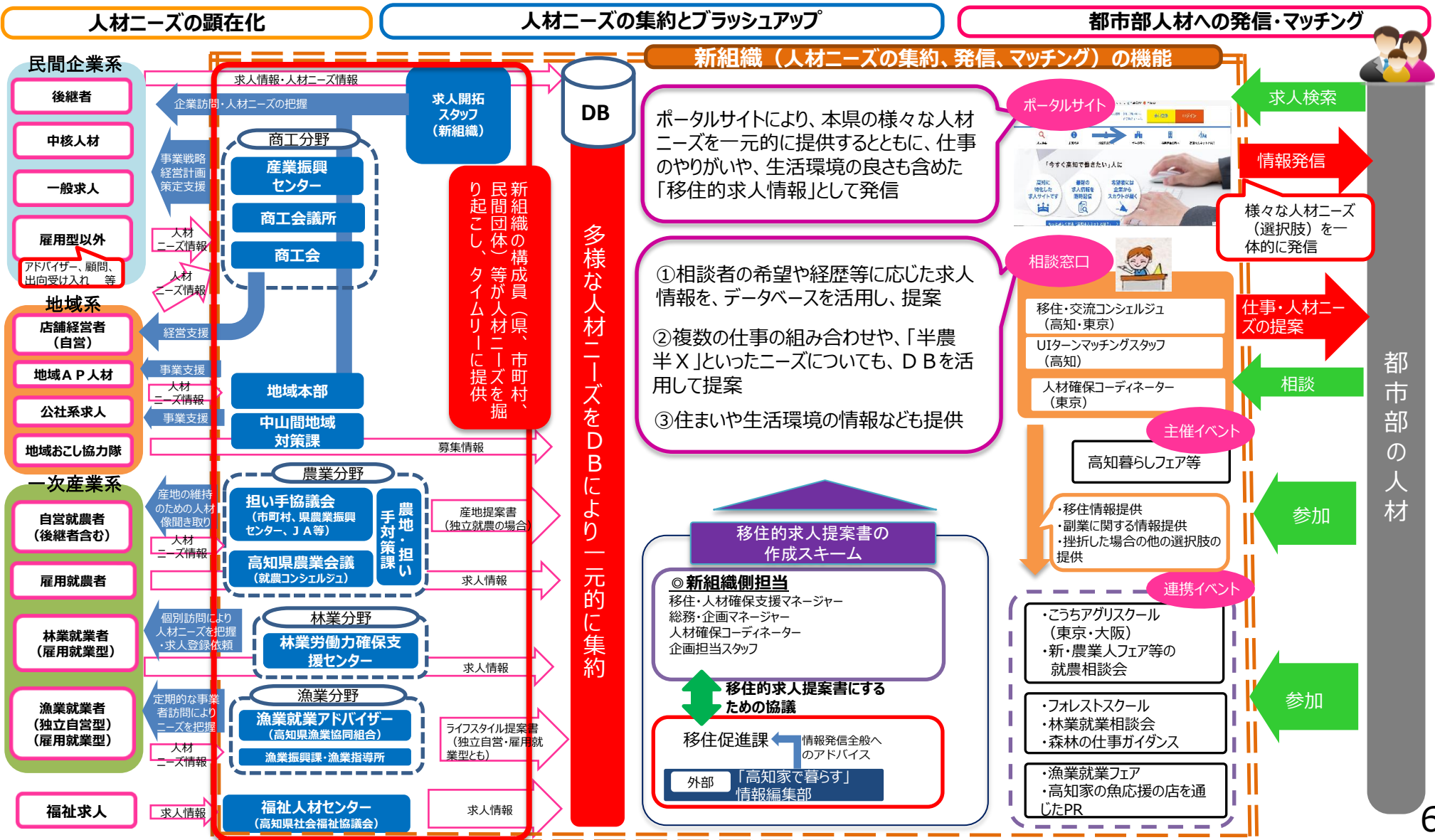
基本の
ステップ

新組織の構成員による人材ニーズの掘り出し（顕在化）

顕在化した人材ニーズをDBにより一元的に集約

仕事のやりがいや地域の良さ（自然、食、QOL）、受入側の「来てほしい！」という思いを加え、「移住的求人提案書」に

- ポータルサイトで一元的に発信（= 高知求人ネットの改修）
- 移住希望者に合わせた仕事や人材ニーズの提案



都市部の人材

地域（梶原町）の取組

課題

- ・ J A 津野山と津野山畜産公社、生産者が役割分担し畜産振興
- ・ 一方で、生産者の高齢化（労働力不足）等の課題

対応

- ・ J A 津野山の畜産事業を公社に統合
- ・ 公社が中心となって畜産クラスター協議会を設立
- ・ 肉用牛の繁殖・肥育機能を公社に集約+規模拡大

↑ **新たな施設整備を実施**

高知県産業振興計画/肉用牛の生産基盤の強化

課題

- ・ 肉用牛農家の高齢化（労働力不足）
- ・ 担い手の不足
- ・ 肥育もと牛（子牛）の不足

対応

**【畜産競争力強化整備事業費補助金】
国事業（畜産クラスター事業）を活用し、
地域で行う生産基盤強化の取組に対し支援**

事業の概要



6月補正対応

新たな施設整備

- ・ 繁殖肥育牛舎（繁殖120頭規模）
- ・ 分娩牛舎
- ・ 哺育牛舎（キャトルステーション）
- ・ 管理棟（研修施設）等

梶原町畜産クラスター計画

梶原町の現状（H28）

和牛 343頭



新たな施設整備(H29)

繁殖雌牛
肥育牛 増頭



梶原町の目標（H33）

和牛 685頭
(H28比 **+342頭**)

高知県産業振興計画

県内の現状（H28）

肉用牛 5,092頭
(うち和牛4,076頭)



戦略目標（H31）

肉用牛 6,026頭
(うち和牛5,045頭)



長期目標（H33）

和牛 5,568頭
(H28比+1,492頭)

県全体の和牛増頭目標の23%相当を梶原町で担う

（一社）津野山畜産公社

事業効果



【地域生産者との連携強化】

公社へ繁殖牛・子牛の預託（労働力軽減）
肥育もと牛の増頭
→所得向上、新規参入者確保へ



【雇用の創出／担い手育成】

公社での雇用の創出（7名）
研修生の受入れ
→地域の新たな担い手に

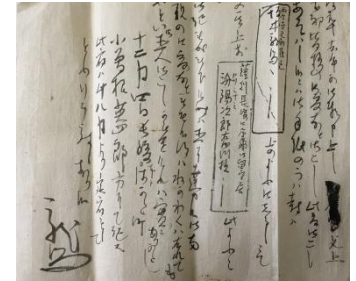


【土佐和牛出荷頭数の増】

梶原町全体での出荷目標頭数は236頭(H28比+131頭)
→186,000千円/年の販売額増加

購入の目的

- 県では、郷土の偉人である坂本龍馬の業績を後世に正しく伝え顕彰するため、関係資料の収集・研究・保存・展示等に取り組んでいるところ。
- 今回、龍馬の真筆であることが確認された書簡は、内容や保存状態などの面で学術的に高い価値を有するもの。3者による鑑定評価を実施し、その平均額を下回る適正な価格での購入が可能に。
- 購入後は、秋の行楽シーズンに合わせて高知城歴史博物館での展示を行うとともに、来年春には、リニューアルオープンする龍馬記念館で企画展を開催するなど、積極的に活用していく予定。



資料の概要

名 称：坂本龍馬書簡（慶応2年12月4日坂本権平 家族一同宛）

金 額：13,300千円

所有者：県外在住の個人

内 容

- ・激動の1年を振り返る内容であり、これまで記録(写本及び文書)でのみ知られていた史料的价值が高い書簡の原本の一部(龍馬直筆)
- ・書簡全体の約4割(残りは行方不明)であるが、末尾に「龍馬」の記名あり
- ・表装していない送付したままの状態(現存約100通のうち表装なしは10通)
- ・12月4日は父・坂本八平の命日であり、同日付での書簡は他に2通ある
→姉乙女宛(京都国立博物館蔵、重要文化財)
兄権平宛(原本行方不明)

慶応2年(1866年)の主な出来事・・・薩長同盟成立、寺田屋事件、龍馬の新婚旅行、ワイルドエフ号遭難沈没、長幕戦争

審査プロセス・評価

高知県文化資料収集審査会

- ・県設置の専門家による審査会
- ・真贋の判定及び県に収蔵すべきか意見する
- ・今回の専門家：5名
大学関係者1名
博物館関係者3名
郷土史関係者1名

高知県文化資料収集審査会における意見

- ・慶応2年の総決算としての意味を持つ書簡であり、内容の資料価値は高い。
- ・これまでの記録との比較により記録の読みに相違点が見つかるなど今後の調査研究の進展が期待できる。
- ・姉乙女宛の書状(京都国立博物館蔵・重要文化財)と同日に書かれており、対比した展示が可能となる。
- ・表装をしておらず非常に数少ない龍馬が送付したままの状態が残る書簡であり、当時の状況を調査研究することができる。

資料の活用

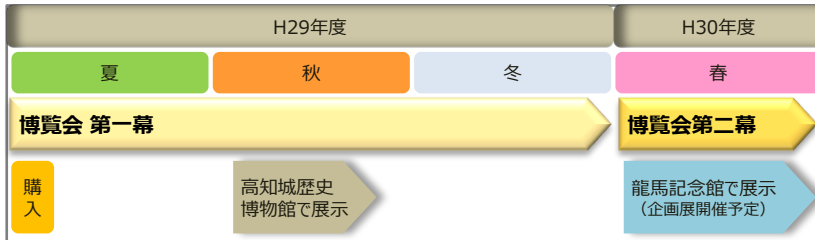
坂本龍馬記念館における活用

展示公開

リニューアル後、最初の企画展「高知県内の龍馬の手紙(仮)」及び秋の特別展「龍馬展(仮)」において展示する。

調査研究

調査研究を進め、今後の展示内容を充実させる。

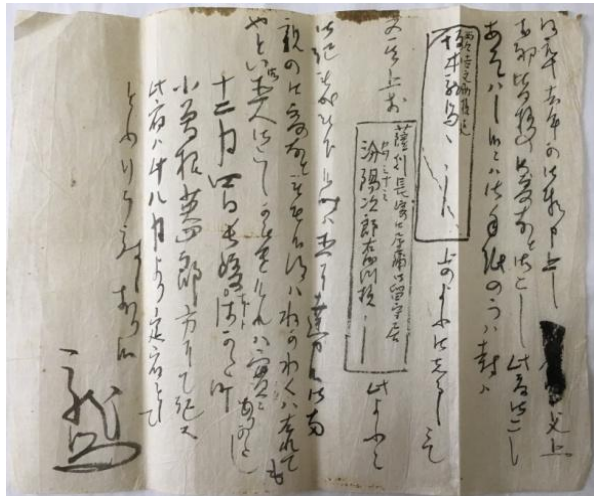


書簡の内容（激動の慶応2年を振り返る内容）

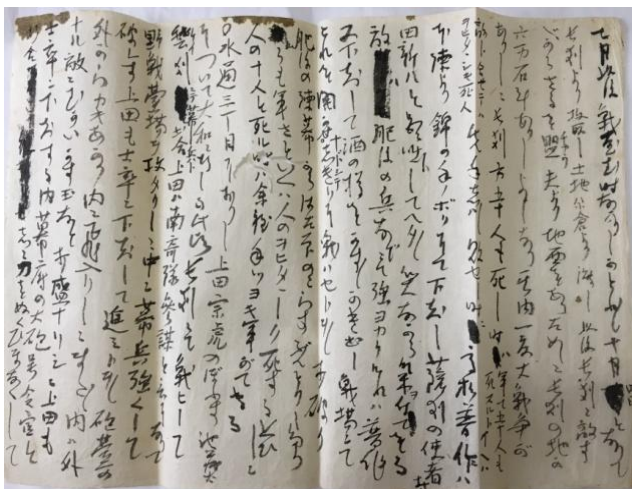
- 寺田屋事件について（伏見寺田屋で襲われた後、薩摩藩の吉井幸輔が京都から兵士を連れて伏見薩摩屋敷に龍馬を迎えに来る部分、京都の薩摩屋敷で小松帯刀・西郷吉之助と話をした様子、自分の手の傷の具合）
- 長幕戦争について（慶応2年夏～秋の長幕戦争の様子、土佐人上田宗虎の戦場での活躍）
- おやべ（春猪）の婿養子・坂本清次郎への気遣い（現在の戦争には長い刀はいらないという話など）

書簡のサイズ（縦×横cm）

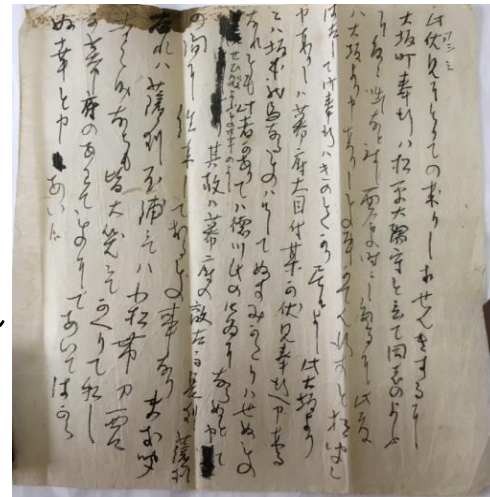
○ 6枚の書簡
縦幅25.0cm×
横幅計191.2cm



六枚目



三枚目



一枚目

（略）この大坂からの坂本龍馬捕縛命令は幕府大目付の某から伏見奉行に申してきたことで、「坂本龍馬なるものは決して盗みや虚言はしない者ではあるが、この者がいては徳川家のためにならない。是非とも殺すよ」にこの指令だったようです。その理由は幕府の敵である長州と薩摩の間を往来しているからだとのこと。この話を聞いた薩摩屋敷の小松帯刀や西郷吉之助なども皆、大笑いいたし、かえって私が幕府のあわて者に出会うて、はからぬ幸いだ、と申しあつたこととです。

（略）この戦争の間に、一度大きな戦闘があり、長州側の兵士が五十人ほど討ち死にした際「いくさで味方が五十人も死ぬという時は、敵方もあわせるとおびただしい死人が出るものです」。長州軍の先鋒がしばしば敗れるような苦境でしたが、指揮官の高杉晋作は本陣から錦ののぼり旗を振つて指示を出し、薩摩藩の使者村田新八と色々雑談し、ヘタヘタと笑いながら敵の動きに気をつけていました。敵方は肥後藩兵ということになかなか手ごわい相手でしたが、高杉は酒樽を数々運ばせて、戦場にてこれを開けて兵士たちに飲ませるなど、しきりに戦意を高揚させ、とうとう敵兵を打ち破り、肥後軍の陣幕や旗印などを残らず分捕つてしまいました。（略）

一、何卒、去年お願いした父上をはじめ、皆さまの御歌などを長崎までお送りいただきたく思います。あて名と住所は右のとおりお記下さい。

西郷吉之助様近
坂本龍馬様……

またその上の封紙には

薩州長崎御屋敷御留守居

汾陽次郎左衛門様……

右、長い手紙は十二月四日、長崎本博多町小曾根英四郎方で記しました。この宿は八月から定宿として滞在いたしましたしております。

龍馬

1 経済の活性化

NEW

「こうち産業振興基金（100億ファンド）」の運用期間
終了に伴う新基金の造成 **45,000**
【特別会計】**16,888,000**

平成19年度に造成した「こうち産業振興基金」の運用期間終了に伴い、高知県産業振興センターに新たな基金を造成する。

【一般会計】

(1)特別会計繰出金 45,000千円

【中小企業近代化資金助成事業特別会計】

(1)地域中小企業応援ファンド事業費償還金 8,395,000千円

内容：平成19年度貸付金への償還金

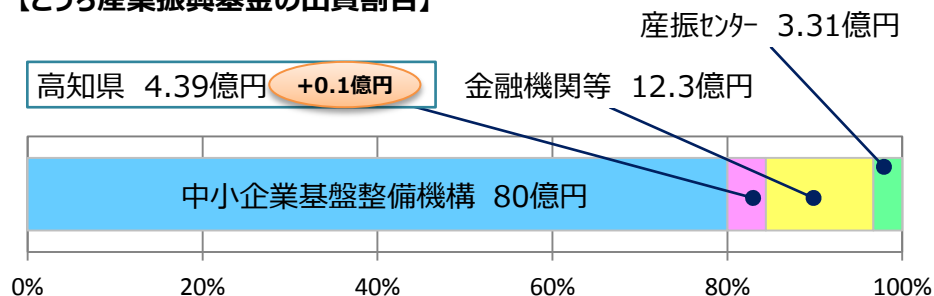
(2)一般会計繰出金 44,000千円

(3)地域中小企業応援ファンド事業費貸付金 8,449,000千円

内容：産業振興センターにおける新たな「こうち産業振興基金」の造成に係る貸付金

貸付先：（公財）高知県産業振興センター

【こうち産業振興基金の出資割合】



(商工労働部 工業振興課)

NEW

若者の技能検定受検への支援 **1,756**
(高知県職業能力開発協会補助金)

国が平成29年度後期から若者（35歳未満）の技能検定受検料の減免を支援することとなったことを受け、高知県において技能検定を実施する職業能力開発協会が減免措置を講じた場合の減収分を支援する。

補助先：高知県職業能力開発協会

補助率：定額



(商工労働部 雇用労働政策課)

NEW

原木増産に向けた森林資源情報の精度向上への支援
(原木増産推進事業費補助金) **8,106**

林野庁の「林業成長産業化地域創出モデル事業」に高吾北地域が選定されたことを受け、森林資源量や地形情報等のデータ整備を支援し、原木増産につなげる。

林業成長産業化地域創出支援

補助先：市町村等

補助率：定額



(林業振興・環境部 木材増産推進課)

NEW

宿毛湾港工業流通団地への企業立地を 支援 121,335【債務負担】12,000 【特別会計】122,000

宿毛湾港工業流通団地に立地する企業に対して、投資費用の一部を支援する。

【一般会計】

宿毛湾港工業流通団地企業立地促進事業費補助金 121,335千円
【債務負担】 12,000千円

補助先：企業立地促進要綱に基づく指定企業
(新たに水産物加工施設(マダイを主とした鮮魚の一次加工施設)を立地しようとする県内企業への補助)

補助率：①用地取得事業 2/3
②施設等整備事業 1/5
③新規雇用促進事業(新規雇用者@100万円)

【港湾整備事業特別会計】

地方債元利償還金 122,000千円

内容：宿毛湾港工業流通団地分譲による土地売払収入を財源として、地方債の繰上償還を実施

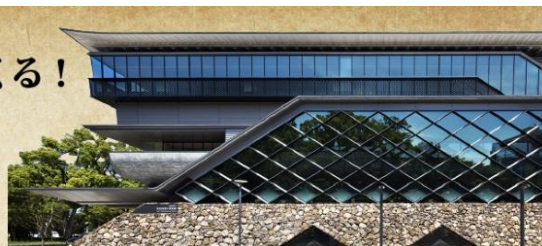
(土木部 港湾振興課、港湾・海岸課)

土佐から日本が、見えてくる!

高知県立

高知城歴史博物館

Kochi Castle Museum of History



2 日本一の健康長寿県づくり

拡

「高知家健康づくり支援薬局」の取組の拡充 4,035

「高知家健康づくり支援薬局」における健康相談等の取組を周知し、県民が気軽に健康相談できる環境を整備するとともに、在宅医療への薬局の参画を推進する。

- (1)健康情報拠点整備事業委託料 3,282千円
委託内容：高知家健康づくり支援薬局の広報、あったかふれあいセンター等でのお薬・健康相談会の実施等
委託先：(公社)高知県薬剤師会
委託方法：随意契約

(2)事務費 753千円

(健康政策部 医事薬務課)



3 教育の充実

NEW

教員の多忙化解消に向けた学校現場における 業務改善の推進 6,963

教員が子どもたちと向き合う時間を確保するため、国のモデル事業を活用して教員の業務の見直し等の対策を推進する。

- (1)教員業務改善研究委託料 5,568千円
委託内容：校務支援員を高知市内の3中学校に配置し、学校現場における業務改善の取組の研究等を実施
委託先：高知市
委託方法：随意契約

(2)事務費 1,395千円

(教育委員会 教職員・福利課)

4 南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化

NEW 消防防災ヘリコプター「りょうま」のエンジン交換 76,111

災害発生時の迅速な対応を維持するため、現在運航を休止している消防防災ヘリコプター「りょうま」のエンジン交換を実施する。

需用費（修繕料）



（危機管理部 消防政策課）

5 その他

拡

県・高知市病院企業団の情報セキュリティ対策 5,327

「高知県情報セキュリティクラウド」に県・高知市病院企業団が参加するために必要なシステム改修及び運用保守委託を実施する。

(1)情報セキュリティクラウド改修委託料 4,387千円

委託先：（株）高知電子計算センター

委託方法：随意契約

(2)情報セキュリティクラウド運用委託料 940千円

委託先：（株）高知電子計算センター

委託方法：随意契約

（総務部 情報政策課）

NEW

名誉高知県人追悼式典等の実施 8,955

名誉高知県人であるペギー・葉山氏のご逝去に伴い、故人を偲び追悼式典等を実施する。

追悼式典実施委託料

委託先：未定

委託方法：随意契約（公募型プロポーザル方式）

開催時期：平成29年秋以降予定

（観光振興部 観光政策課）

NEW

牧野植物園造成工事等とあわせてアクセス道路の整備 28,333

平成30年度秋のオープンを予定しているファミリー園（仮称）等の造成工事とあわせて、歩道等としても活用可能なアクセス道路を整備する。

アクセス道路工事請負費

契約先：土木事業者

契約方法：指名競争入札



（林業振興・環境部 環境共生課）



第一幕：平成29年3月4日（土）～平成30年3月31日（土）（予定）

第二幕：平成30年4月1日（日）～平成31年3月31日（日）（予定）